

「（仮称）坂出市学校給食センター整備運営事業」募集要項等に関する質問回答書

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
1	募集要項	3	2	5	(1)				基本方針	「食材の購入・調理・残菜の廃棄等の一括管理」とありますが、「一括管理」とは、どのような管理方法を想定されているのでしょうか。（「食材の購入」は貴市、「調理」「残菜の廃棄」は民間事業者の業務範囲と理解しておりますが、貴市が想定されている「一括管理」のイメージをご教示ください。）	給食センターの管理者は市であることから、業務は事業者と市で分担して実施するものの、全体の管理は市が担うとの趣旨です。
2	募集要項	4	2	5	(3)				防災機能の導入	周辺施設との連携とありますが、具体的に連携を想定されている施設や方策等はございますでしょうか。また以前、公表頂いた「実施方針及び要求水準書（案）に関する質問回答書」のNo.1、No.33、No.34の回答にて募集要項等にて詳細を示すと記載がありましたが、弊社では本募集要項等にて反映された箇所を確認することが出来ませんでしたので、宜しければご教示頂ければと思います。	現時点でお示しできる具体的な想定はございません。
3	募集要項	7	2	8					事業のスケジュール	優先交渉権者選定は令和2年10月と記載がありますが、第3章の2の選定手順スケジュール（P.8）では優先交渉権者の選定及び公表は令和2年11月となっております。優先交渉権者の選定は、令和2年11月との理解でよろしいでしょうか。	優先交渉権者の選定は令和2年10月下旬を予定しておりますが、選定結果の公表については11月上旬となる可能性があるをご理解ください。
4	募集要項	8	3	3	(1)	イ			応募者の構成等	設備工事を担う企業が参加する場合、募集要項9頁（2）ア「共通の参加資格要件」を満たしていれば、「その他企業（設備工事）」として構成企業での参画を認めて頂けるとの理解で宜しいでしょうか。またその場合、参加資格確認申請に関する書類（様式2-14）「本業務における役割に関する業務実績」には、公共施設での2,000㎡超の設備工事業務の実績を記載すれば良いとの理解で宜しいでしょうか。	建設業務のうち、設備工事を統括して実施する企業は建設企業と位置づけ、それ以外の企業は、構成企業のその他企業（設備工事）として参画することは可能です。
5	募集要項	13	4	5	(1)	エ			配送校見学	配送校見学について、対象期間は8月28日までとなっておりますが、申し込みの締め切り日はございますでしょうか。	8月21日を締切とします。なお、配送対象校の夏休みは8月1日～19日であり、このうち8月11日～14日は見学対応不可となっておりますのでご了承ください。
6	募集要項	16	3	5	(3)	イ	(カ)	a	上限価格	消費税及び地方消費税を加えた額は、6,326,000,000円を超えないこととありますが、この額は『金 5,754,000,000円』に消費税10%を加えた金額と合致いたしません。税込み金額6,326,000,000円の算出根拠をご教授願います。	消費税及び地方消費税を加えた額は、施設整備に係る割賦金利は課税対象外として計算しています。具体的な算出根拠は算出することはできません。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
7	募集要項	16	3	5	(3)	イ	(カ)	b	提案価格の記載	<p>6か月LIBORベース15年者（円/円）金利スワップレートについて ⇒LIBORは全国銀行協会の周知により、2021年12月末に取り扱い停止となる可能性が高くなっており、令和4年6月～8月の運営開始時(完成時期)には使用できなくなっている可能性が高くなっており、代替の指標は発表されておりません。</p> <p>①LIBORはあくまでも提案書類上のレートであると整理でよろしいでしょうか？ ②今後発表される代替の指標と基準日時点のLIBORとの金利差が発生した場合、どのようにお考えでしょうか？</p>	募集要項に記載のとおり、現時点ではLIBORを用いる予定です。LIBORが廃止となった場合の対応は、不合理とならないよう、当該時点に検討します。 質問No153の回答もご参照ください。
8	募集要項	16	3	5	(3)	イ	(カ)	b	基準金利	令和2年9月15日(火)の基準金利について、貴市のHPで公表されるとの理解でよろしいでしょうか。公平性を保つためにもお願いします。	ご理解のとおりです。
9	募集要項	16	3	5	(3)	イ	(カ)	b	提案価格	事業期間における実際の支払額は、事業契約書に定める基準金利にて算定される額、とありますが、維持管理・運営開始日の2営業日前の基準金利を提要する、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	募集要項	16	3	5	(3)	イ	(キ)		一時支払金	建設一時金＝「サービス対価A1」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	募集要項	16	3	5	(3)	イ	(キ)		一時支払金	一時支払金の算出式において、「事業者が提案する工事費」とありますが、この工事費は建築工事、各設備工事、調理設備の各税込金額を加算した金額との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	募集要項	16	3	5	(3)	イ	(キ)		一時支払金	<p>一時支払金について、「なお、実際に事業者を支払う一時支払金は、補助単価の変更等に伴い提案時の金額とは異なる場合がある。この場合に金融機関への事務手数料等の追加費用が発生する場合、事業者の負担とする。」とありますが、当該一時支払金については、事業者がコントロールできない事項であるため、一時支払金が減少した場合の金融機関への事務手数料等の追加費用等については貴市のご負担としていただけないでしょうか。 提案時より一時支払金が減少した場合、融資契約を含む各種契約変更に伴う弁護士費用等が発生します。</p>	原案のとおりとします。
13	募集要項	19	3	7	(4)				契約保証金	サービス対価A及びサービス対価A2の元本の合計額の10分の1以上に相当する金額を保証金額とする、とありますが、履行保証保険の付保にあたり、当該サービス対価に含まれる、SPC設立費、融資組成費用等の設計、工事管理、建設業務以外の金額については保証金額から除くことについてご検討ください。	募集要項に記載のとおり、サービス対価A1及びサービス対価A2の元本の合計額（消費税及び地方諸日税込み。）が対象となります。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
14	募集要項	19	3	7	(7)				SPCの事業契約上の地位	本事業と同種の事業においては、SPCに融資を行う金融機関がSPCの事業契約上の地位等に担保権の設定を行うことが通常ですが、本規定はかかる金融機関の担保権設定を妨げないとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
15	様式集	2	1	4	(3)				提案審査に関する提出書類	様式3-2（提案価格）を封入する「封筒」のサイズ等について特に指定はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	様式集	2	1	4	(4)				提案審査に関する提出書類	様式3-2①～⑤をまとめて封入する「封筒」のサイズ等について特に指定はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	様式集	3	1	5	(3)				提案書に関する提出書類	「構成員の企業名を特定又は推測できる表記及びロゴ等の表示は一切しないこと」とありますが、構成員が下請け・再委託する市内業者等の名称は記載して良いとの理解でよろしいでしょうか。	市内業者の名称も記載しないようお願いいたします
18	様式集	3	1	5	(4)				提案書に関する提出書類	「提案書単位で右上に通し番号（当該ページ番号/総ページ番号）を振る」とありますが、添付書類（金融機関の関心表明書等）にはページ番号を振らず、総ページ数に含めなくて良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	様式集	3	1	5	(5)				提案書に関する提出書類	「バインダー」とありますが、2穴のリングファイルは使用可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	様式集	3	1	5	(6)				提案書に関する提出書類	「様式ごとにインデックスを付けること」とありますが、例えば、様式4に関しては1枚のインデックスを付ける（様式4-1～7まで枝番ごとに1枚のインデックスを付ける必要はない）との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	様式集	3	1	5	(7)				提案書に関する提出書類	「CD-ROMに保存」とありますが、「CD-R」または「DVD-R」で提出可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。電子データを確実に閲覧できる媒体をご使用ください。
22	様式集	3	2	1	(2)				記載内容及び方法	各提案様式において、添付資料・補足資料の提出を認めて頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	添付資料・補足資料の提出は認めません。
23	様式集	3	2	1	(2)				作成要領等	リスク分析にかかる詳細表や付保する予定の保険に関する評価書等を、提案書の添付資料として提出してもよろしいでしょうか。	添付資料・補足資料の提出は認めません。
24	様式集	3	2	1	(5)				記載内容及び方法	「文字の大きさは、10.5ポイント以上」とありますが、図表の中に記載する文字は10.5ポイント未満を認めていただけたとの理解でよろしいでしょうか。	図表の中の文字は10.5ポイント以下でも構いませんが、確実に可読できるように作成をお願いします。
25	様式集	3	2	2	(4)				その他	「使用する用紙は両面印刷を基本とする」とありますが、なるべく両面印刷で提出すべきとの理解で宜しいでしょうか。その場合、例えば「A4判 1枚以内」の様式については、A4片面1ページ分とするとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
26	様式集	5							様式番号	5ページ目に記載の表中の『様式4-2長期収支計画』部分の表記及び様式4-4欠番と実際の様式部分と整合していませんが、表中の記載が今後修正されるとの理解でよろしいでしょうか。	5ページの表は次のとおり訂正します。 事業スケジュール：様式4-1、様式4-2 資金調達計画及び返済計画：様式4-3 長期収支計画：様式4-4
27	様式集								様式2-1	参加資格確認申請に関する書類の提出に際して、各様式右下の受付番号欄は空欄で宜しいでしょうか。	参加資格確認申請においては空欄のまま提出をお願いします。
28	様式集								様式2-2	代表企業が1部提出する様式であり、構成・協力企業は本様式の提出は不要との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	様式集								様式2-6	各企業の「平成31年・32年度の入札指名人名簿に登録してあることを証する書類」とは、登録手続き時の受付票の写しの提出で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	様式集								様式2-6	全企業共通の提出書類（会社概要・決算書類）に関し、一社が複数の業務区分で参加する場合には、各一部ずつの提出で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	様式集								様式2-6	維持管理企業に要件として、「業務を実施するために必要となる有資格者等を本事業に配置することが可能なことを証する書類」とありますが、他業務の様式(様式2-8～2-15)にならって、維持管理業務についても実績を記載することでよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	様式集								様式2-7	※表記にて「企業名は匿名で表記」とありますが、本様式上段の表の企業名欄には企業名を記入して、下段枠内に図等を記載する際には匿名表記とするとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	様式集								様式2-8	各業務実績の様式に記載する契約金額は、当該業務契約書に記載された金額とし、内税か外税かを併せて記載することで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	様式集								様式3-2	(様式3-4)委任状を提出して本様式を提出する場合、代表者職氏名の印と代理人氏名の印の両方に押印して提出するとの理解で宜しいでしょうか。	代理人の押印は必要ありません。
35	様式集								様式3-2②	実際には本様式の提出は不要で、様式3-2②-1以降の様式の提出で良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	様式集								様式3-2②-1	費目・内訳、小・中計行などは、適宜追加してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	様式集								様式3-2②-1 初期調達費用	リース車の導入を提案する場合、この様式には、記載せず、様式3-2⑤運営費見積書内に記載する事はよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
38	様式集								様式3-2⑤	固定料金は年度ごとに異なる金額でも良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	様式集								様式4	様式4に関し、4頁「提出書類一覧」・ワード・エクセル・事業者選定基準の間で、用紙番号と内容に関して整合が取れない点が見受けられます。再度修正して頂きご提示頂けないでしょうか。	様式集は不整合箇所を修正し、後日修正版を公表いたします。
40	様式集								様式4-2	ワード版様式集では「事業スケジュール」と表記されていますが、「2. 資金調達・収支計画 長期収支計画」の誤りと理解して宜しいでしょうか。	様式集は不整合箇所を修正し、後日修正版を公表いたします。
41	様式集								様式4-3	⑤に「その写しを提案書の末尾に添付すること」とありますが、金融機関からの関心表明書等は、様式4-3の次のページに綴るとの理解でよろしいでしょうか。	様式集は不整合箇所を修正し、後日修正版を公表いたします。
42	様式集								様式4-4	提出書類一覧には様式4-4の表記が無く、エクセル様式にも様式4-4が有りませんが、様式4-4は提出不要との理解で宜しいでしょうか。 その場合、事業者選定基準3ページの【基礎審査項目及び内容】表中の②資金・収支計画の対象様式は、「様式4-2～4-3」の誤りと理解して宜しいでしょうか。	様式集は不整合箇所を修正し、後日修正版を公表いたします。
43	様式集								様式4-2	備考として、「3 消費税は含めず算定してください」とありますが、資金計画には記載が必要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	様式集								様式11-4	「※様式38-3（別添）」とありますが、「様式11-5」の誤りと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	様式集								様式11-6	自主事業については、独立採算で実施するため、独立採算に係る収支は様式4-2（長期資金調達計画及び収支等計画）に反映させる必要はなく、様式11-6に提案内容等の詳細を記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	要求水準書	3	1	3	(2)	ア			基本理念	食材の購入に関しては、P.47に示されているように貴市の業務と存じますが、事業者に期待する業務内容等があれば例示願います。	食材の購入は、事業者の業務の範囲ではないため、事業者に期待する事業内容等はありません。
47	要求水準書	3	1	3	(2)	ウ			基本理念 防災機能の導入	災害時の対策として、「非常時の炊き出し」を例に挙げられていますが、災害時用に予備で炊き出しの釜を備えておくのではなく、施設内の釜を利用した炊き出しの提案も可でしょうか。	施設内の釜を利用した炊き出しの提案も可とします。
48	要求水準書	3	1	3	(2)	ウ			防災機能の導入	例として記載されている非常時の炊き出しと記載されていますが、非常時の機器能力を選定する為、提供するもの、提供数及び回数を御指示下さい。	提案にゆだねます。
49	要求水準書	3	1	3	(2)	ウ			防災機能の導入	災害時に外部に提供できる電源はスマートフォンが充電できる程度を想定して宜しいでしょうか。	提案にゆだねます。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
50	要求水準書	6	1	3	(5)	-	-	-	解体建物	解体する産業展示館はアスベスト調査はされているでしょうか？されている場合、資料の配布はありますでしょうか？されていない場合業務内に含まれるのでしょうか？業務内に含まれる場合、調査内容及び個所数についてご指示ください。	アスベスト調査は実施済みです。確認した限りではアスベストは検出されておりませんので、業務内では必要な範囲での調査をお願いいたします。
51	要求水準書	6	1	3	(5)	キ			敷地概要 インフラ条件等	南海トラフ地震等の災害時も可能な限り稼働できるよう、稼働電力およびエネルギーのバックアップ体制を整備することと記載されていますが、提供する物、食数、提供回数を御指示下さい。	提案にゆだねます。
52	要求水準書	6	1	3	(5)	キ			インフラ条件等	「産業展示館の敷地内の防火水槽は残置すること」とあります。残置する防火水槽の正確な配置及び構造にかかる設計図をご教示願います。	防火水槽に係る資料を追加配布資料として配布します。 配布対象者：グループの代表者 配布期限：令和2年8月28日（金） 配付時間：8：30～17：00 希望する場合は、事前に連絡すること
53	要求水準書	6	1	3	(5)	キ			災害時のエネルギーバックアップ体制	災害時も可能な限り施設を稼働できるよう、稼働電力およびエネルギーのバックアップ体制を整備するとありますが、災害時の本施設の役割として、市民の避難等公共施設としての役割か、炊き出し調理を優先する施設とするかどちらを想定されていますでしょうか。	現時点では具体的な想定はございませんので、提案にゆだねます。
54	要求水準書	6	1	3	(5)	キ			その他	敷地内の防火水槽は残置するとありますが、本水槽の保守管理や修繕更新は、本事業の範囲外という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。本水槽の保守管理は事業の範囲外とします。
55	要求水準書	9	1	3	(6)	キ			施設稼働日数	1年で約201日と記載されていますが、事業期間が年度途中となる初年度及び最終年度の営業想定日数をご教示頂けないでしょうか。	初年度は約130日、最終年度は約70日を想定しています。
56	要求水準書	9	1	3	(6)	ク			光熱水費の負担	光熱水費の低減目標の設定と記載されていますが、市のモニタリング対象となるのでしょうか。	モニタリング対象とすることを想定しています。
57	要求水準書	9	1	3	(6)	ク			光熱水費の負担	市職員用事務室で使用した光熱水費は、市が負担するとありますが、P50の表にある一般エリア、市専用部分に記載されている室で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	要求水準書	11	2	1	(1)	ア			作業区域	明示されている「その他の区域」とは、P.50で示されている一般エリアと、給食エリア内の一般区域との認識で相違ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	要求水準書	11	2	1	(1)	ウ			施設整備基本方針	「伝統食・郷土食の保存・継承に利用できるスペース」とありますが、「伝統食・郷土食の保存・継承に利用」とするとは、どのような形態の利用方法を想定されているのでしょうか。貴市として想定されている利用イメージがございましたらご教示ください。	具体的な想定はございませんので、提案にゆだねます。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
60	要求水準書	11	2	1	(1)	エ			周辺の環境に配慮した効率的で質の高い施設	「施設の機能上障害にならない範囲での壁面緑化等の環境配慮」とありますが、壁面緑化は必須要件ではないとの認識でよろしいでしょうか。ご教示願います。	壁面緑化は必須条件ではございません。提案にゆだねます。
61	要求水準書	11	2	1	(1)	エ			壁面緑化等	「施設の機能上障害にならない範囲での壁面緑化等の環境配慮」との記載がありますが、壁面緑化について具体的な考え方及び方針が御座いましたらご教示ください。	具体的な想定はございませんので、提案にゆだねます。
62	要求水準書	11	2	1	(1)	カ			災害対応	「災害時も可能な限り稼働できるよう」とありますが、「稼働」とは学校給食センターとして、提供食数4,000食が調理できることを示しているのでしょうか。稼働の定義をご教示ください。	具体的な想定はございませんので、提案にゆだねます。
63	要求水準書	13	2	2	(2)	ア			設計計画書	設計計画書（パース含む）とあり、P75 第7章提出書類に記載内容が明記されておりますが、その中の「その他必要な事項」とは提案時の内容から図面やパースを含む設計内容を示すものと理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	詳細は市と事業者が協議のうえ決定します。
64	要求水準書	13	2	2	(2)	ウ			基本設計	「市は、基本設計の内容が要求水準書等に適合するか否かを確認するため、実施設計への着手は、当該確認を受けた後とすること」とありますが、確認期間は2週間程度と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
65	要求水準書	14	2	2	(3)	イ	(ウ)		防火水槽	「既存の防火水槽については継続利用を予定しており、残置し」と記載されておりますが、詳細な位置及び施設規模が分かる図面を開示ください。	No52の回答をご参照ください。
66	要求水準書	16	2	2	(9)	ウ			配送車明示内容に関して	事業期間中に配送車の明示内容が変更になる場合、費用負担は貴市との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	要求水準書	16	2	2	(9)	ウ			配送車調達業務	事業期間中に施設名やキャラクター等の明示内容が貴市の都合にて変更となる場合には、当該費用は貴市に負担して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	要求水準書	16	2	2	(9)	カ			配送車の調達	『配送車の調達手法は、事業者の提案による』との記載がありますが、配送車をリース車とする手法も認められるとの認識でよろしいでしょうか。	配送車をリース車とすることも問題ございませんので、提案にゆだねます。
69	要求水準書	17	2	2	(12)	ア	(ア)		中間検査	「事業者は、自らにおいて本件施設の中間検査を行うこと。」とありますが、中間検査の工事工程における時期も事業者自ら決定するものと考えてよろしいでしょうか。具体的な時期等の想定が御座いましたらご教示ください。	現時点では具体的な想定はありません。市と事業者が当該時点で協議のうえ決定する考えです。
70	要求水準書	17	2	2	(11)	ウ			交付金申請等支援	「「学校施設環境改善交付金」の交付申請や起債に必要な資料の作成を支援すること。」とあり、支援内容も記載されておりますが、おおよその申請時期等おわかりでしたらご教示ください。	令和3～4年度を想定しています。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
71	要求水準書	18	2	2	(12)	ウ	(イ)	e	配送車の所有権	配送車の所有権移転につきまして、『必要に応じて』との記載は、例えばリース車の手法を提案をした場合、所有権の移転は行えませんので、その場合は、所有権の移転を行わなくても良いとの理解でよろしいでしょうか。	配送車をリース車とする場合には、所有権の移転は行わなくてもよいこととします。
72	要求水準書	19	3	5					開業準備業務	調理リハーサルにおいて、「配膳は行わずに本件施設に持ち帰ることを想定」とありますが、児童生徒への提供・喫食は行わずに本件施設へ持ち帰るとの事であり、各校配膳室または所定の配膳箇所までの運搬等の業務に関するリハーサルは実施可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、リハーサルの方法は提案にゆだねます。
73	要求水準書	19	3	8					開業準備業務	事業説明資料について、「A4、4P版規格」とし、1000部作成すること。とありますが、記載内容や枚数については事業者の提案によるものという理解でよろしいでしょうか。	具体的な想定はございませんので提案にゆだねます。
74	要求水準書	19	3	9					開業準備業務	映像紹介資料について、具体的に●分程度という想定をお示しいただく事は可能でしょうか。	具体的な想定はございませんので提案にゆだねます。
75	要求水準書	19	3	10					開業準備業務	開所式に伴う諸費用（試食を行う場合の食材料費・配布資料費用等）は、市負担との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	要求水準書	20	4	1	(2)	ウ			仕様	点検周期について、適切な管理が行われる前提で周期の延長や短縮が可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	要求水準書	21	4	1	(6)	エ			修繕・更新	『建物や各種設備・備品等の修繕等必要と判断された場合には、事業契約書に基づき、主な修繕を適切に対応すること。』と記載があり、『主な修繕・更新業務を下表に記す』とありますが、修繕等の必要がないと判断したものについては、お示しいただいています表に記載されている業務でも、行わなくても良いとの理解でよろしいでしょうか。	市が必要がないと合理的に判断できる場合はご理解のとおりです。
78	要求水準書	22	4	1	(7)	ウ			大規模修繕	『事業期間終了後1年以内に大規模修繕が発生しないようにすること。』との記載がありますが、これは、事業期間終了後も、必要なメンテナンスが行われていることが前提との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	要求水準書	22	4	1	(7)	ウ			大規模修繕	ここで記載されている大規模修繕とは、建物に関するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	要求水準書	23	4	1	(10)				消耗品の調達	市事務室等市職員が使用する備品（事務用品など）に関する消耗品については、貴市が負担する認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
81	要求水準書	25	4	2	(2)	ウ	(ア)	a	運転日誌	日常的な保守管理を要する運転日誌を作成・保管する頻度は、施設稼働日数である年間201日を想定してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	要求水準書	25	4	2	(3)	ア			外構等保守管理	植栽の範囲・種類がわかればご教示願います。	具体的な想定はございませんので、提案にゆだねます。
83	要求水準書	27	4	2	(5)				各種備品管理業務	市は、市職員用事務室内の事務備品の保守管理・更新を行うとありますが、貴市がご担当される事務部品というのは事業者用意する調達備品に加え、貴市が持ち込まれる備品も含まれるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	要求水準書	27	4	2	(6)				清掃業務	清掃業務における日常清掃の実施頻度は、施設稼働日数である年間201日を想定してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	要求水準書	27	4	2	(6)	イ	(イ)	a	建物全般	(j) 項には、清掃を行う対象場所および頻度の記載がありますが、清掃の仕様・方法については記載がありません。清掃の仕様・方法については、事業者提案との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	要求水準書	28	4	2	(6)	イ	(イ)	b	給食エリア	「(e) 長期休暇中には」と記載がありますが、長期休暇中とは夏休み期間中との理解で宜しいでしょうか。	坂出市立学校の管理運営に関する規則の学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日を指します。
87	要求水準書	28	4	2	(6)	イ	(イ)	b	給食エリア	「長期休暇中には～」と記載がありますが、具体的な時期等の想定が御座いましたらご教示ください。	N086の回答をご参照ください。
88	要求水準書	28	4	2	(6)	イ	(イ)	b	給食エリア	「長期休暇中には～特別清掃を実施すること」とありますが、長期休暇とは、最も休暇期間の長い夏季休暇を示しているとの認識でよろしいでしょうか。	N086の回答をご参照ください。
89	要求水準書	29	4	2	(6)	イ	(エ)	a	調理設備の清掃	「(c) 清掃の頻度は、給電コード及び冷媒チューブは、半年に1回以上行うこと。」と記載されていますが、b. 冷凍庫では、「清掃の頻度は、～給電コード及び冷媒チューブは、1年に1回以上行うこと。」と記載されています。冷蔵庫、冷凍庫ともに清掃箇所は同じものなので、清掃は1年に1回以上行えば良いとの認識でよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
90	要求水準書	29	4	2	(6)	イ	(エ)	b	調理設備の清掃	冷蔵庫と冷凍庫の清掃に関して、記載されている内容は同じですが、清掃頻度が異なる記載になっております。設備の機構や、使用頻度が大きく変わらないものと存じますが、清掃頻度が異なる意図はございますでしょうか。	特殊な意図等はございません。質問89の回答をご参照ください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
91	要求水準書	33	5	1	(6)	エ			非常時及び緊急時の対応	「本件施設への来訪者の急病、事故、犯罪、災害等、緊急事態の発生を想定し、日頃から訓練を行うとともに、必要な医薬品を常備する等・・・」とありますが、訓練の頻度、常備する医薬品の種類、数はどの程度をお考えでしょうか？	具体的な想定はございませんので、提案にゆだねます。
92	要求水準書	34	5	1	(8)				非常変災時における市との協力体制	災害と変災について、お問い合わせいたします。一般的に2つの言葉は類似した意味を持つかと思慮しておりますが、提案作成時の参考としたいので、この2つの言葉を使い分けた貴市の意図についてご教示頂ければと思います。	変災とは、災害のうち、特に大きな被害を被るものとの想定したとご理解ください。
93	要求水準書	41	5	3	(1)	ウ	(イ)	a	給食予定時刻	中学校の喫食時間は各校30～35分ですが、東部中学校のみ12:00～13:00の60分となっております。この喫食時間で間違いなかったでしょうか。	12:00～13:00の間に約30分間喫食時間をとっています。
94	要求水準書	41	5	3	(1)	ウ	(イ)		給食予定時間	給食終了時間は喫食終了時間とし、配膳室への回収等の片付けの時間は含まないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	要求水準書	42	5	3	(1)	オ	(イ)		廃棄物処理業務	「再資源化に努めること」とありますが、市として現在想定している受け入れ先や活用方法はありますでしょうか。	具体的な想定はございません。
96	要求水準書	43	5	3	(1)	キ	(ア)		配送車維持管理業務	『配送車に係る税金の納付を実施すること』とありますが、配送車の所有権を貴市に移した後は、一義的に市宛に税金の通知書等届くと理解していますが、その通知書等に基づき、市側から都度、請求書をいただくとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	要求水準書	46	5	3	(1)	ケ	(ア)	d	配送校内での配膳業務	配膳室の備品や設備の整備は市が行うとありますが、具体的に市にて整備予定の備品や設備についてご教示頂けないでしょうか。	現時点ではお示しものではありません。
98	要求水準書	47	5	3	(2)	ア	(ア)		事業者提案による自主事業	収入を伴わない事業内容の提案も認めて頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	要求水準書	47	5	3	(2)	ア	(ア)		自主事業	自主事業を行うにあたり、本施設内の調理設備を利用する自主事業の提案は可能でしょうか。可能である場合、自主事業にかかる水道光熱費は、事業費に含めるのでしょうか。	本施設内の調理設備を利用する自主事業の提案は可能です。自主事業にかかる水道光熱費は、事業費に含めず、事業者負担となります。
100	要求水準書	47	5	3	(2)	ア	(ア)	b	自主事業	自主事業において、料金を徴収しない提案ですと、施設の一部開放は可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
101	要求水準書	50	6	1					付帯施設	「※駐車場は休日等に一部外部者が利用することも想定して計画すること。」とありますが、利用者の人数、利用する時間帯、頻度および利用の目的について、想定しているものをご教示願います。	隣接する林田運動公園の利用者等を想定していません。利用者の人数等に関する具体的な想定はありませぬので、台数は可能な範囲で確保する計画とさせていただきます。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
102	要求水準書	50	6	1					付帯施設（駐車場）	「駐車場は休日等に一部、外部者が利用することも想定して計画」と記載がありますが、台数など想定は御座いますでしょうか。それとも、事業者の提案との理解で宜しいでしょうか。	質問No101の回答をご参照ください。
103	要求水準書	57	6	2					調理研修室必要備品	調理研修室では、フライパンや包丁等調理に係る器具類を使用されるものと思われませんが、記載されている以外の器具類等備品で事業者が用意すべきものはございますでしょうか。	特にございません。
104	要求水準書	57	6	2					調理研修室必要備品	調理研修室では、フライパンや包丁等調理に係る器具類を使用されるものと思われませんが、これらは市が用意するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	要求水準書	58	6	2					諸室の説明/見学者通路	大会議室との記載がありますが、一般エリア共用部分の会議室兼研修室と同じでしょうか。	大会議室は会議室兼研修室と同義です。
106	要求水準書	63	6	3	(1)	エ	(エ)		給食エリアに関する特記事項	天井部分に設置する照明はオートリフター付照明とする等の配慮とありますが、長寿命のLED照明を設置し、交換時には足場を組み交換として宜しいでしょうか。	問題ございません。
107	要求水準書	64	6	3	(2)	ア	(ア)		電気設備 共通	事業者用事務室で集中管理できる仕様と記載されていますが、市職員用事務室には状態表示、警報等の日常監視設備は不要でしょうか。非常時の初動は事業者が行うことになります。宜しいでしょうか。	問題ございません。
108	要求水準書	64	6	3	(2)	イ	(ケ)		電灯・コンセント設備	重要負荷のコンセントには避雷対策を講ずると記載されていますが、重要負荷とは調理機器の冷蔵庫、消毒保管庫等の調理機器を主として考えて宜しいでしょうか。事務所に設置するPC等を重要負荷と考えますか。御指示下さい。	ご理解のとおり、重要負荷としては調理機器（冷蔵庫、消毒保管庫等）と事務所に設置するPC等を想定しています。
109	要求水準書	64	6	3	(2)	オ	(イ)		通信・情報設備等	市職員用のLAN回線及び光回線と記載されていますが、坂出市専用のネットワーク回線と一般的なネット回線の2系統と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	要求水準書	64	6	3	(2)	オ	(オ)		通信・情報設備等	市職員用事務室と事業者用事務室を主回線として記載がありますが、各事務室に外線通話できる電話機を設置し、指定された室と内線通話できる1系統の内線と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	要求水準書	65	6	3	(2)	ク			テレビ共同受信設備	将来の変更対応が容易に行えるケーブルテレビを採用します。宜しいでしょうか。又、設置箇所は市職員・事業者用事務室、調理研修室、会議室兼研修室、調理員休憩室で宜しいでしょうか。	ケーブルテレビの採用で問題ありません。設置箇所はご理解のとおりです。
112	要求水準書	65	6	3	(2)	ケ	(ウ)		機械警備設備	モニターによる一元管理と記載されていますが、モニター設置箇所は集中管理する事業者用事務室の1箇所、もしくは市職員用事務所を含めた2箇所のどちらが宜しいでしょうか。	市職員用事務所を含めた2箇所を想定しています。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
113	要求水準書	65	6	3	(3)	ア	(エ)		機械設備 共通	遠隔監視装置により常時監視できるようにすることと記載されていますが、監視する箇所は事業者用事務室の1箇所、もしくは2箇所のどちらが宜しいでしょうか。	質問No112の回答をご参照ください。
114	要求水準書	65	6	3	(3)	イ	(ア)		換気・空調設備	その他必要と考えられる箇所をP50区分区域表から御指示下さい。	特にございません。提案にゆだねます。
115	要求水準書	71	6	3	(5)	ア	(カ)		什器備品	会議室兼研修室にAV機器 電子黒板（常設型）と記載されていますが、移動式液晶モニターを想定して宜しいでしょうか。	問題ございません。
116	要求水準書	-	-	-	-	-	-	-	配付資料	資料1~4について、今回添付がありませんでしたが、いつ頃配付予定でしょうか	資料1~4は配布資料であり、希望者には配布を行いました。
117	要求水準書	-	-	-	-	-	-	-	配付資料	配付予定の資料3「地質調査報告書」は、今回の敷地内での地質調査報告書で、建築確認申請・構造適合判定の構造設計に利用可能な資料でしょうか	配付予定の資料3「地質調査報告書」は、今回の敷地内での地質調査報告書です。建築確認申請・構造適合判定の構造設計への利用可否については、事業者でご判断ください。
118	要求水準書	-	-	-	-	-	-	-	配付資料	配付予定の資料1「地積測量図」は、敷地形状が判る資料で現況平面・レベルまではわかる資料でしょうか そうでない場合、測量は業務内に含まれるでしょうか	資料1については希望者に配布済みですので内容をご確認ください。
119	要求水準書	-	-	-	-	-	-	-	解体建物	解体する産業展示館はPCBが含まれる機器等がありますでしょうか ご指示ください。	事前の調査の結果、PCBが含まれる機器等は想定していません。必要な範囲で調査を行うようお願いいたします。
120	要求水準書	-	-	-	-	-	-	-	配付資料	既設防火水槽位置・詳細についてご指示ください。	No. 52、65の回答をご参照ください。
121	要求水準書	-	-	-	-	-	-	-	配送校改修	配送校配膳室等の改修は業務対象外と考えてよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
122	要求水準書	-	-	-	-	-	-	-	敷地調査	敷地内の状況確認のため、敷地内への立ち入り調査は可能でしょうか	可能ですが、市への事前のご連絡をお願いします。
123	事業者選定基準	6	3	2	(4)	ア	(オ)		運営に関する提案	本業務においては、各配送校での配膳業務も重要な業務と認識しております。運営に関する提案に配膳業務に係る様式を追加頂き、配点に関しても再考頂く事をご検討頂けないでしょうか。	ご指摘のとおり、本事業において配送校での配膳業務は重要ですので、様式10-4の配送・回収の提案の中で提案していただき評価いたします。また、記載可能なページ数を1ページから2ページに増やします。
124	事業者選定基準	7	3	2	(4)	ア	(カ)	5	自主事業	評価項目に「自主事業」との記載がありますが、貴市が想定している自主事業等がありましたらご教示ください。	具体的な想定はございません。市の理念に合致する提案を期待します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
125	基本協定書 (案)	7	第11条	2					解約並びに違約金等	違約金事由への該当性に対し「帰責性を有する者」とありますが、いずれの企業が帰責性を有するかはどのように判断されるのでしょうか。	事由に応じて判断します。
126	基本協定書 (案)	7	第11条	2					解約並びに違約金等	万が一本条該当事由が生じた際にも、まずは事業継続措置を図ることが優先されるとの理解で宜しいでしょうか。	事由に応じて判断します。
127	事業契約書 (案)	2	1	1	第4条	3			出資者による誓約保証	本事業と同種の事業においては、SPCに融資を行う金融機関がSPCの株式に担保権の設定を行うことが通常ですが、本規定はかかる金融機関の担保権設定を妨げないとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
128	事業契約書 (案)	2	1	1	第5条	1	(1)		契約上の地位の譲渡	本事業と同種の事業においては、SPCに融資を行う金融機関がSPCの事業契約上の地位等に担保権の設定を行うことが通常ですが、本規定はかかる金融機関の担保権設定を妨げないとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
129	事業契約書 (案)	5	1	2	19条	2			契約保証金	契約保証金の納付については、事業者が契約保証金を充足する履行保証保険に加入すれば免れるという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
130	事業契約書 (案)	5	1	2	19条	3			契約保証金	サービス対価A1及びサービス対価A2の元本の合計額の100分の10以上に相当する保証金額とする履行保証保険契約を締結すれば、本条(2)で示されるサービス対価C(固定料金)とサービス対価C(変動料金)の合計の1年間分に相当する金額の100分の10以上の契約保証金についても免除されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	事業契約書 (案)	5	1	2	19条	1			契約保証金	「事業者は、本件施設の設計・建設期間中の…本事業契約の効力の発生する日の翌日までに納付し」とありますが、契約保証金(1)の納付は事業契約の議会承認日翌日までという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
132	事業契約書 (案)	5	1	2	19条	1			契約保証金	開業準備費であるサービス対価Bについては、契約保証金の納付は求められないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
133	事業契約書 (案)	5	1	2	19条	1			契約保証金	念のため確認させてください。契約保証金(1)の納付期間は引渡日まで、契約保証金(2)の納付期間は維持管理・運営終了日までという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
134	事業契約書 (案)	5	1	2	19条	2			契約保証金	契約保証金の代替手段として、西日本建設保証株式会社の保証をお認めいただけますでしょうか。	西日本建設保証株式会社の保証は認められません。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
135	事業契約書 (案)	5	1	2	19条	2、3			契約保証金	契約保証金の納付について、坂出市契約規則第24条の2に規定する担保等及び第25条に規定する履行保証保険等を組み合わせることによる納付は可能でしょうか。例えば、契約保証金の2割を現金または第24条の2に規定する担保で差し引かれ、残り8割を履行保証保険でカバーするような納付方法です。	可能です。
136	事業契約書 (案)	5	1	2	19条	3			契約保証金	各構成員が履行保証保険を締結する場合、各履行保証保険の保険金額合計が契約保証金額を上回っていれば、契約保証金の納付を免除いただけるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
137	事業契約書 (案)	14	2	4	39条	4			本件施設の建設等業務	「事業者は、工事開始（着工）予定日までに…提出するものとする」とありますが、保険証券発行までには一定の時間を要するため、保険付保証明書を保険証券に代わるものとしてお認めいただけますでしょうか。	保険に加入したことが確認できるのであれば、認めることは可能と考えます。
138	事業契約書 (案)	17	2	5	第47条	7			配送車の所有権	『什器備品等・車両購入リスト記載の什器備品等・車両の所有権その他一切の権利は市に移転する』との記載がありますが、配送車両をリースにて導入することを提案する事（所有権を移転しない）を妨げるものではなく、事業契約書(案)の文面も募集要項P19第3章7-(5)記載のとおり、変更可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
139	事業契約書 (案)	19	2	6	52条	2			引渡しの遅延等による費用等の負担	「法令変更又は不可抗力により当該変更を行った場合は、当該変更起因する事業者の増加費用及び事業者の損害の負担は第94条又は第98条の規定に従う。」とありますが、不可抗力には新型コロナウイルス等の感染症の拡大も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。感染症拡大の状況次第では工事を一時中断する必要性が生じるため、不可抗力事由として取り扱っていただきたいと存じます。	事由に応じて判断します。
140	事業契約書 (案)	20	2	6	第55条	1			引渡し	市から事業者に対し、引渡しを証する書面は発行されますか。発行される場合、引渡し後どの程度の期間を要するのでしょうか。	書面を速やかに発行する予定です。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
141	事業契約書 (案)	32	6	2	84条	1			引渡し前の解除の効力等	設計業務において、基本設計及び実施設計が完了し、設計図書を貴市に引渡している場合、設計業務に係るサービス対価は支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	本件施設又は什器備品等の引渡し完了前に第81条及び第82条に基づき本契約の全部又は引渡しの完了していない本件施設の整備業務又は什器備品等の調達・搬入設置業務に関する部分が解除された場合、84条1項により、引渡しの完了していない施設又は什器備品等に関する業務のサービス対価に関する市の支払債務は遡及的に消滅しますので、設計業務に係るサービス対価の支払いもなされません。ただし、市は、本件施設の出来形部分又は調達済みで引渡し未了の什器備品等が存在するときには、検査の上、検査に合格した出来形部分又は調達済みの什器備品等の買受代金を支払い、その所有権を取得することができ（84条3項）、この買取がなされる場合には買取代金の中に設計業務に対応するものも含まれることとなります。
142	事業契約書 (案)	32	6	2	84条	3			引渡し前の解除の効力等	「本件施設の出来形部分又は調達済みで引渡し未了の什器備品等が存在するときには、検査の上、検査に合格した出来形部分又は調達済みの什器備品等の買受代金を支払い、その所有権を取得することができる。」とありますが、出来形部分には貴市にご確認を受けた設計図書（基本設計、実施設計）、SPC経費及び金融費用等の費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。出来形部分の範囲をご教示ください。	市が確認した設計図書（基本設計、実施設計）、SPC経費及び金融費用等のうち、合理的と判断されるものについては、出来形部分に含まれます。
143	事業契約書 (案)	32	6	2	第84条	3			引渡し前の解除の効力等	「出来形部分」には、出来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、会社経費、資金調達費用等）も合理的な範囲内で含まれるとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
144	事業契約書 (案)	33	6	2	85条	1			開業準備期間中の解除の効力等	「開業準備期間中に第81条及び第82条…支払わなければならない」とありますが、開業準備期間中（引渡後）に契約不履行となった場合、第19条1（2）に規定する契約保証金の没収に加えて、第85条に規定する違約金を支払うことになるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
145	事業契約書 (案)	38	7	3	第100条	1			法令の変更・不可抗力による引渡し前の解除の効力等	「出来形部分」には、出来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、会社経費、資金調達費用等）も合理的な範囲内で含まれるとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
146	事業契約書 (案)	45	11						自主事業	自主事業を行う場合、自主事業における問題発生（異物混入、食中毒等）が、本件事業の解除事由に該当することはあるでしょうか。	事由に応じて判断します。
147	事業契約書 (案)	50	別紙1						その他	不可抗力は、天災等で市及び事業者双方の責に帰すことができないものをいうと記載がありますが、具体的な事例となりますが、天災等には新型コロナウイルス感染症も含まれるという解釈でよろしいでしょうか。	事由に応じて判断します。
148	事業契約書 (案)	55	別紙4-1	2					消費税及び地方消費税の額	「消費税及び地方消費税の額を含まない」とありますが、各サービス対価の支払い時には、「消費税及び地方消費税の額」が加算されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
149	事業契約書 (案)	55	別紙4-1	2					消費税及び地方消費税の額	税制改正により「長期割賦販売等に係る延払基準」が廃止されたことを考慮していただき、サービス対価A2の割賦元本総額に係る消費税及び地方消費税額は、サービス対価A1と合わせて一括してお支払いいただけないでしょうか。	サービス対価A2の割賦元本総額に係る消費税及び地方消費税額は、サービス対価A2と合わせて支払います。
150	事業契約書 (案)	55	別紙4-1	2	(1)	①			サービス対価A1	「サービス対価A1に変更が生じ、金融機関への事務手数料等の追加費用が発生する場合は、事業者がその追加費用を負担する。」とありますが、当該一時支払金については、事業者がコントロールできない事項であるため、一時支払金が減少した場合の金融機関への事務手数料等の追加費用等については貴市のご負担としていただけないでしょうか。提案時より一時支払金が減少した場合、融資契約を含む各種契約変更に伴う弁護士費用等が発生します。	原案のとおりとします。
151	事業契約書 (案)	55	別紙4-1	2	(1)	②			サービス対価A2	「割賦手数料は、元利均等払」とありますが、端数調整は最終回(60回)で行うとの理解でよろしいでしょうか。	端数調整の方法は、市と事業者が協議のうえ決定します。
152	事業契約書 (案)	55	別紙4-1			2	(1)		支払の算定方法及び支払額	サービス対価A2の割賦元本には、消費税相当額が含まれる(即ち、割賦金利は、消費税込みの割賦元本×支払金利で計算される)という理解でよろしいですか。	サービス対価A2の割賦元本には、消費税相当額は含まれません。割賦金利は、消費税抜きの割賦元本×支払金利で計算されます。
153	事業契約書 (案)	56	別紙4-1	2	(1)	②			基準金利	割賦手数料の基準金利として、LIBORを参照指標としていただいておりますが、2021年度においてLIBORは廃止予定となっております。参考までに代替指標について、ご教示いただけますでしょうか。	LIBORが廃止された際に金融庁等の公的機関から客観性の確保された継続指標等が公表された場合には、市・事業者で協議のうえ、当該指標を活用することを想定しています。また、上記の継続指標等が公表されない場合には、廃止時において公表された最新のLIBORを活用します。
154	事業契約書 (案)	56	別紙4-1	2	(1)	②			サービス対価A2	サービス対価A2の基準金利は、維持管理・運営開始日の2銀行営業日前に決定するとありますが、基準金利は令和4年8月25日の2銀行営業日前(令和4年8月23日)に決定するとの理解でよろしいでしょうか。また、万一、工事遅延等により維持管理・運営開始日が遅れる場合においては、基準金利の確定時期も変更後の維持管理・運営開始日に合わせて変更されるとの理解でよろしいでしょうか。	いずれもご理解のとおりです。
155	事業契約書 (案)	58	別紙4-1	4	※1				第1回支払 第60回支払	サービス対価A2の第1回及び第60回支払に関して、「算定期間は日割り」とありますが、第2～59回の支払に関する算定期間は「3か月」になると理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
156	事業契約書 (案)	58	別紙4- 1	4	※1				サービス対価支払い	「サービス対価Bの固定費は4か月分（年間の支払額の3分の1相当額）とし、変動費は令和4年8月25日から令和4年12月31日までの提供給食数に応じた算定する。」とありますが、サービス対価Bではなく、サービス対価Cの誤りではないでしょうか。	ご理解のとおりです。誤植ですので、サービス対価Bはサービス対価Cに訂正します。
157	事業契約書 (案)	58	別紙4- 1	4	※2				サービス対価支払い	「サービス対価Bの固定費は1か月分（年間の支払額の12分の1相当額）とし、変動費は令和19年7月1日から令和19年7月31日までの提供給食数に応じた算定する。」ありますが、サービス対価Bではなく、サービス対価Cの誤りではないでしょうか。	ご理解のとおりです。誤植ですので、サービス対価Bはサービス対価Cに訂正します。
158	事業契約書 (案)								別紙4-1	長期割賦販売の延払基準の廃止に伴う処置として、サービス対価A2の割賦元本に係る消費税については、施設引き渡し時に一括で支払って頂けるようご検討ください。	No153の回答をご参照ください。
159	事業契約書 (案)	69	別紙6						付保すべき保険	念のため確認させてください。2. 引渡し後に付す保険である第三者賠償責任保険について、(エ) 保険の期間は「維持管理・運営開始日から…までとする」となっていますが、期間1年程度の保険契約を都度更新して付保することでもよろしいでしょうか。	ご提示の方法は不可とします。
160	事業契約書 (案)	69	別紙6						付保すべき保険	維持管理・運営期間中において、本施設に関して貴市が付保する保険・共済等がありましたら、その補償内容等をご教示ください。	現時点では想定しているものではありません。
161	事業契約書 (案)	70	別紙6	2	(ウ)				保険の対象	「本件施設の使用，維持管理及び運営の欠陥に起因して派生した第三者に対する対人及び対物賠償損害を担保」とありますが、「運営の欠陥に起因して派生した第三者に対する対人賠償損害」として、食中毒事故等による損害も含まれるのでしょうか。	食中毒事故等による損害を担保することは必須ではありません。